○農林水産省令第二十号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第五十四条の二第三項及び水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第五十八条の二第三項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

農林水産大臣　江藤　拓

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別紙様式第１号の２⑵（第117条第１号関係） （略） （記載上の注意） １～６　（略） ７　「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金の繰入額の合計額と取崩額（個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を除く。以下この７において同じ。）の合計額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金の取崩額の合計額が繰入額の合計額を上回る場合には、「事業費用」若しくは「事業外費用」又は「事業外収益」に「貸倒引当金戻入益」の科目を設け記載すること。 ８～11　（略） 別紙様式第６号⑴（第202条第３項第１号関係） （略） 目　次 第１～第16　（略） （記載上の注意）　（略） 第１～第10　（略） 第11　単体自己資本比率の状況 第　年度（　年　月　日現在）単体自己資本比率の状況 （単位：千円） 項目 / 当期末 / 経過措置による不算入額 / 前期末 / 経過措置による不算入額 コア資本に係る基礎項目 （略）	別紙様式第１号の２⑵（第117条第１号関係） （略） （記載上の注意） １～６　（略） ７　「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金の繰入額の合計額と取崩額（個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を除く。以下この６において同じ。）の合計額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金の取崩額の合計額が繰入額の合計額を上回る場合には、「事業費用」若しくは「事業外費用」又は「事業外収益」に「貸倒引当金戻入益」の科目を設け記載すること。 ８～11　（略） 別紙様式第６号⑴（第202条第３項第１号関係） （略） 目　次 第１～第16　（略） （記載上の注意）　（略） 第１～第10　（略） 第11　単体自己資本比率の状況 第　年度（　年　月　日現在）単体自己資本比率の状況 （単位：千円） 項目 / 当期末 / 経過措置による不算入額 / 前期末 / 経過措置による不算入額 コア資本に係る基礎項目 （略）